

《私立幼稚園》
平成28年度幼稚園就園奨励費補助（幼稚園保育料の軽減）について

1 趣旨

焼津市では幼稚園教育の一層の普及・充実を図るため、幼稚園に幼児を通園させている家庭で保育料の支払いの経済的負担が大きい家庭を対象に、幼稚園就園奨励費補助事業として保育料を補助しています。
※この補助金は文部科学省の幼稚園就園奨励費補助金の交付を受けています。

2 対象者及び補助限度額（保育料軽減限度額）について

【対象者】・焼津市に在住し、幼児を幼稚園（他市町の幼稚園も可）に通園させている保護者
・平成28年度の市民税『所得割額』（年額）が下表中の階層区分に該当する世帯

Table with columns for age groups (16歳未満, 16歳以上19歳未満), total count, and income brackets (階層区分/市町村民税所得割基準額) from 1st to 7th tier.

補助限度額（保育料軽減限度額）表
Columns: 階層区分, 第1階層, 第2階層, 第3階層, 第4階層, 第5階層, 第6階層, 第7階層
Rows: 在園中の第1子, 在園中の第2子(小学校3年生までの兄弟有), 在園中の第3子以降

<注>小学校3年生までの児童を、年長者から順に第1子、第2子、第3子以降と呼びます。（小学校4年生以上は数えません。例えば、補助を受けようとする園児に小学校4年生と小学校3年生の兄弟がいる場合は、当該園児は第2子となります。）

ただし、市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯に限り、年齢の上限を設けず、最年長の子どもから順にカウントします（生計を一にする者に限る）。

また、市町村民税所得割課税額77,100円以下のひとり親世帯等に限り、表の括弧内の金額を適用します。
※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯とする。

- ア 生活保護法に規定する要保護者
イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
ウ 身体障害者福祉法規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
エ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
キ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（ウ～キは在宅の者に限る。）

（補助限度額表の見方の例）

（例1）19歳未満の扶養している子どもの数…3人

内訳：4歳（年中/対象児）1人、10歳（小4）1人、17歳（高2）1人

市民税所得割額：85,000円の場合
・扶養している子どもの数は3人で、16歳未満が2人、16歳以上19歳未満が1人となるため、⑤に該当
・市民税所得割額が85,000円であるため、第4階層に該当
・第4階層で在園中の第1子のため補助限度額は 31,100円 となる。

（例2）19歳未満の扶養している子どもの数…2人/内訳：5歳（年長）1人、3歳（年少）1人

市民税所得割額が112,000円の場合
・扶養している子どもの数は2人で、16歳未満が2人となるため、③に該当
・市民税所得割額が112,000円であるため、第5階層に該当
・5歳児は第5階層で在園中の第1子のため補助限度額は 10,400円 となる。
・3歳児は第5階層で在園中の第2子のため補助限度額は 135,000円 となる。

※扶養している子どもの数が6人以上の場合は次により、市町村民税所得割基準額を算出してください。

- <第1・2・7階層> 左表と同じ
<第3階層> 18,500円+（16歳未満の扶養している子ども数×21,300円）+（16歳以上19歳未満の扶養している子ども数×11,100円）
<第4階層> 55,500円+（16歳未満の扶養している子ども数×19,800円）+（16歳以上19歳未満の扶養している子ども数×7,200円）
<第5階層> 77,100円+（16歳未満の扶養している子ども数×19,800円）+（16歳以上19歳未満の扶養している子ども数×7,200円）
<第6階層> 92,500円+（16歳未満の扶養している子ども数×19,800円）+（16歳以上19歳未満の扶養している子ども数×7,200円）

3 注意事項

- (1) 『所得割額』は住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び各種寄付金特別控除の適用前の額となります。
(2) 父母の『所得割額』の合計額が基準となりますが、父母の所得割額が非課税（0円）で、同一世帯中の父母以外の者（祖父母等）に所得割額がある場合は、その最多納税者の所得割額を合算します。
(3) 父母以外の者（祖父母等・同一世帯以外の者を含む）が当該園児の税制上の扶養者となっている場合は、その者の所得割額を合算します。
(4) 補助額は、在園中に保護者が負担すべき入園料と保育料の合計額と補助限度額（保育料軽減限度額）のいずれか少ない額となります。
(5) 途中入園及び途中退園があった場合は、補助限度額は在園期間に応じて減額されます。
(6) 小学校3年生までの兄又は姉には、次に掲げる児童も同様の扱いとします。
ア 保育所・他の幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所する児童
イ 児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する児童
ウ 特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。）又は家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用する児童
エ 就学免除等により就学していない児童
オ 特別支援学校小学部に在籍している児童
(7) 里親が里子の保育料を負担している場合は、里親の所得に関係なく軽減を受けることができます。
※「里親に委託されていることを明らかにする児童相談所の長の証明書」及び「保育料を里親が支出していることを証明する書類（保育料口座振替依頼書や保育料領収書等のコピー）」が必要です。
(8) 海外勤務等により国内での課税がない場合は、当課までお問い合わせください。

4 申請の手続き

次に掲げる書類を通園する幼稚園に提出してください。（コピー可/園児の父母両方の書類が必要です。）

- (1) 保育料等軽減措置に関する調書（園児一人につき1枚必要です。）
※ ⑤の保護者名欄を保護者本人が自署する場合は押印の必要はありません（幼稚園が記入する在園児証明欄には幼稚園長又は設置者の押印が必要です）。
※ ⑥の欄には前住所及び転入年月日を記入してください。
(2) 平成28年度の市町村民税額が分かる次のいずれかの書類（裏面参照）
ア 平成28年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
イ 平成28年度 市・県民税納税通知書の課税明細部分
ウ 平成28年度 住民税課税証明書
エ 平成28年度 市民税・県民税申告書（総所得金額が0円（0申告）のもののみ有効です。）
オ その他、市町村民税額を証明できる書類

ただし

- ・上記、ア～ウの書類の中で「配偶者控除」の欄に金額の記載があり、配偶者が非課税であることが確認できる場合は配偶者の税額に関する書類を省略できます（裏面参照）。
・“3 注意事項(2)(3)”に該当する者がいる場合は、その者の税額が分かる書類を添付してください。
(3) 市町村民税所得割課税額77,100円以下のひとり親世帯等のウ～キに該当する場合は、証明となるもの（身体障害者手帳等）の写し。

◆平成28年1月2日以降に転入された人は、前住所地の書類を添付してください。

◆申請書の提出をした後、世帯構成に変更（結婚、離婚等）があった場合は手続きが必要ですので、当課までご連絡ください。

5 幼稚園への提出期限

各幼稚園の指示に従ってください（各幼稚園から市への提出期限が、平成28年7月8日（金）となっていますので、各幼稚園が書類をまとめる時間を考慮していただき、お早めにご提出ください）。
ただし、提出書類に不足・不備があった場合には、受理できませんので、一旦返却します。ご了承ください。

6 認定及び通知

認定は市が行い、各園を通じて保護者あてに通知します。
認定の時期は平成29年2月頃となる予定です（国庫補助額決定が例年1～2月のため）。